

平成23年9月7日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 大滝英子

平成23年(ワ)第6553号損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 平成23年6月22日

判 決

横浜市緑区寺山町524

原 告 樋 田 敦

東京都千代田区大手町1丁目3番4号気象庁内

被 告 社 団 法 人 日 本 気 象 学 会

同 代 表 者 理 事 新 野 宏

茨城県つくば市東新井16-1-1104

被 告 藤 部 文 昭

上記兩名訴訟代理人弁護士 長 谷 川 俊 明

同 江 川 淳

同 岸 本 学

主 文

- 1 本件論文審査再開請求に係る訴えを却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

- (1) 被告社団法人日本気象学会は、原告及び近藤邦明の論文「大気中のCO₂濃度増は自然現象であった II. 関連する事実と理論についての考察」について、査読者Bを差し替えの上、これを同被告の機関誌「天気」に掲載する方向で論文審査を再開せよ。
- (2) 被告らは、原告に対し、連帯して100万円及びこれに対する平成23年

3月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 請求の趣旨に対する答弁

(1) 本案前の答弁

本件訴えをいずれも却下する。

(2) 本案の答弁

原告の請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

1 本件は、被告社団法人日本気象学会（以下「被告学会」という。）の会員である原告が、被告学会の機関誌「天気」（以下「本件機関誌」という。）に「大気中のCO₂濃度増は自然現象であった II. 関連する事実と理論についての考察」と題する論文（以下「本件論文」という。）を投稿したところ、被告学会が適正な査読を行わずに本件機関誌への掲載を拒否したと主張して、

(1) 被告学会に対し、査読者Bを差し替えの上、本件論文を本件機関誌に掲載する方向で論文審査を再開すること（以下「本件論文審査再開請求」という。）、

(2) 被告学会及び本件機関誌の編集委員長であった被告藤部文昭（以下「被告藤部」という。）のした本件論文の本件機関誌への掲載を拒否した行為は原告の学問の自由を侵害するもので不法行為を構成すると主張し、不法行為に基づき、被告らに対し、連帯して慰謝料100万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成23年3月10日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払（以下「本件損害賠償請求」という。）、を求めた事案である。

2 前提となる事実

以下の事実は当事者間に争いがないか、証拠により容易に認められる。

(1) 被告学会は、気象学の研究を盛んにし、その進歩をはかり、国内及び国外の関係学会と協力して、学術文化の発達に寄与することを目的する社団法人

であり、現在の会員数は約3800名である。

原告は、熱物理学を研究し、その応用として気象学、経済学、生態学を研究する者であり、被告学会の会員である。

- (2) 被告学会は本件機関誌を発行している。
- (3) 原告及び近藤邦明（以下「近藤」という。）は、平成22年9月13日、本件機関誌への掲載を求めて被告学会に本件論文を投稿した。本件論文は、地球温暖化に関連して、大気中のCO₂濃度の上昇は自然現象であり、温暖化対策は無意味であることを主要な内容とするものである。
- (4) 査読者A及び査読者Bの2名は、本件機関誌編集委員の依頼を受けて本件論文を査読し、本件論文を本件機関誌に掲載するのは不相当である旨の意見を述べた。本件機関誌編集委員会は本件論文を掲載しないこととし、編集委員長の被告藤部において、同年11月22日付けで、原告及び近藤に本件論文を掲載しない旨通知した（甲16）。

3 争点及び争点についての当事者の主張

- (1) 本件論文審査再開請求に係る訴えの適法性（争点(1)）

（被告学会）

被告学会は独立した社団法人であり、その運営には内部的自律権が認められるべきである。本件機関誌への論文掲載の判断は被告学会の内部的自律権の行使に属する問題であり、裁判所の司法審査は及ばない。本件論文審査再開請求に係る訴えは不適法であり、却下を免れない。

（原告）

本件論文審査再開請求に係る訴えは、憲法23条の学問の自由を尊重して運営されるべき被告学会の行為を争う事件であり、CO₂により温暖化したかどうかを問題とする市民生活に関係する事件であるから、適法である。

- (2) 本件損害賠償請求に係る訴えの適法性（争点(2)）

（被告ら）

ア 原告は、本件論文に先行する原告及び近藤の「CO₂濃度の増加は自然現象」と題する論文（以下「前件論文」という。）が本件機関誌への掲載を拒否されたこと等について、平成21年、被告学会を相手方として当庁に損害賠償請求訴訟を提起したところ、当庁で請求棄却の判決がされた。原告は控訴したが、東京高等裁判所で控訴棄却の判決がされ、最高裁判所に上告及び上告受理申立てをしたが、上告棄却及び上告不受理の決定がされて、同判決が確定した（以下、この訴訟を「前件訴訟」という。）。本件論文は、前件論文と元来同一のテーマについて記述された一個の論文を構成する各部分にすぎず、実質的に前件論文と同一であって、本訴は前件訴訟における紛争の蒸し返しであり、信義則に反し許されず、被告学会に対する本件損害賠償請求に係る訴えは不適法として却下を免れない。

イ 被告藤部は被告学会の一構成員にすぎず、被告藤部の行為を被告学会の行為と同一視することはできない。原告は被告藤部を被告とする根拠となる事実を明確に主張していないから、被告藤部に対する本件損害賠償請求に係る訴えは不適法として却下を免れない。

（原告）

本件損害賠償請求に係る訴えは、以下のとおり適法である。

ア 前件論文は原告及び近藤が発見した事実に関するものであるのに対し、本件論文はその事実と関係する理論及び考察に関するものであって、内容が異なる。

イ 被告藤部に対する本件損害賠償請求は、被告藤部の本件機関誌の編集委員長としての誠実義務違反を問うものである。

(3) 査読者差し替え及び論文審査再開請求の可否（争点(3)）

（原告）

被告学会は、本件論文の科学的欠陥や被告学会が定める「査読制度に関する編集委員会の考え方と指針」にいう「論文掲載のための必要条件」に反す

ることを指摘することもできなかったのに、本件論文の本件機関誌への掲載を拒否し、そのため、原告は被告学会により研究成果の発表を妨害され、学問の自由を侵害された。

査読者Bは、事実であろうとなかろうと、心底から温暖化説（地球温暖化の原因は人為的なCO₂の排出によるとする説）を信じており、査読者として不適格である。

被告学会は、査読者Bを差し替えた上、本件論文を本件機関誌に掲載する方向で審査を再開すべきである。

（被告学会）

争う。

(4) 本件論文の掲載拒否に係る不法行為の成否等（争点(4)）

（原告）

ア 被告らは、本件論文の科学的欠陥や被告学会が定める「査読制度に関する編集委員会の考え方と指針」にいう「論文掲載のための必要条件」に反することを指摘することもできなかったのに、「CO₂排出削減」という国策を推進するという政治的な意図に基づいて、本件機関誌への本件論文の掲載を拒否した。被告らの上記掲載拒否は、原告の学問の自由や研究成果の発表の自由を侵害するものであり、不法行為を構成する。

イ 被告らの上記掲載拒否によって、原告は精神的苦痛を受けた。これを慰謝するには100万円が相当である。

（被告ら）

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 事実関係

前記「前提となる事実」に、証拠（甲4、5、9から16まで、26。枝番号があるものは枝番号を含む。）及び弁論の全趣旨を総合すると、以下の事実

が認められる。

(1) 被告学会は社団法人であり、定款を有する。定款には以下の規定がある(甲4)。

ア この法人は、気象学の研究を盛んにし、その進歩をはかり、国内及び国外の関係学会と協力して、学術文化の発達に寄与することを目的とする。

(4条)

イ この法人は、前条(4条)の目的を達成するために次の事業を行う。(5条)

①気象に関する研究会及び講演会の開催

②機関誌、図書等の刊行

③研究の奨励および研究業績の表彰

④その他前条の目的を達成するための必要な事業

ウ この法人の会員として、次の種別を設ける。(略) 1. 通常会員(略)

2. 特別会員(略) 3. 団体会員(略) 4. 賛助会員(略) 5. 名誉会員(略)(6条)

エ この法人に入会を希望するものは、細則に定めた入会手続きに従って入会の承認を受け、直ちに会費を納めなければならない(7条)。

オ 会員は、次の特典を有する。(8条)

(略) 機関誌に寄稿すること。

(2) 被告学会は細則を定めており、細則には以下の規定がある(甲5)。

ア 本会は機関誌として、気象集誌及び天気を発行する。(略) 天気は原則として毎月発行する。(16条)

イ 編集委員会は、論文の原稿の訂正、削除、加筆を要求し、または原稿の内容によっては掲載を拒否することができる。(略)。(20条)

ウ 天気または気象集誌に論文掲載を希望する者は、別に定める投稿規定により編集委員会に申出る。(23条)

エ 投稿規定は編集委員会で作成し、常任理事会の承認を得る。(24条)

- (3) 被告学会では、投稿された論文を本件機関誌に掲載するには、査読、すなわち、専門の査読者が原稿を読み、本件機関誌に論文として掲載するに足りる内容かどうか、その際に改善すべき点があるかを審査する手続を経ることを要することとしている。査読者は、論文掲載の可否や改善すべき点の有無について意見を述べ、編集委員会は、その意見を尊重しながら掲載の可否を判断し、あるいは著者に改稿を求めることとされている(甲6)。
- (4) 原告は、気温上昇の結果としてCO₂濃度が増大したという原告の主張が本件機関誌で批判されたとして、これに反論するために、平成19年4月3日、被告学会に入会し会員となった。
- (5) 原告及び近藤は、平成20年4月28日、被告学会に対し、本件機関誌への掲載を求めて前件論文(「CO₂濃度の増加は自然現象」, 甲9の1)を投稿した。

被告藤部は、本件機関誌の編集委員長として、平成21年2月12日付けで、原告及び近藤に対し前件論文を掲載しない旨通知した(甲11の1)。原告及び近藤は、被告藤部に対して、前件論文の再審査を求め、前件論文を2度にわたり改訂して提出したが(改訂後の論文の題名は「大気中のCO₂濃度増は自然現象であった I. その原因は気温高である」)、被告藤部は再考の余地はないと回答した(甲11の3・5)。

原告は、前件論文の掲載拒否等が不法行為に当たるとして、被告学会を相手方として当庁に損害賠償請求訴訟(平成21年(ワ)第17473号。前件訴訟)を提起したところ、当庁は、平成22年3月18日、原告の請求を棄却する判決をした(甲12の2)。これに対し、原告は控訴したが、同年8月25日、東京高等裁判所は原告の控訴を棄却する判決をした(甲13の2, 東京高等裁判所平成22年(ホ)第2665号損害賠償請求控訴事件)。原告は上告及び上告受理の申立てをしたが、同年12月24日、最高裁判所は原告

の上告を棄却し、上告受理申立てを受理しないとの決定をした(甲14の2, 最高裁判所平成22年(才)第1840号, 同年(受)第2223号)。

- (6) 原告及び近藤は、本件論文(「大気中のCO₂濃度増は自然現象であったⅡ. 関連する事実と理論についての考察」)を執筆した。本件論文は、基本的には、前件論文及びその改訂版と同一のテーマについて記述された一つの論文を構成する部分であるが、これらとは一部別の内容をも有する。原告及び近藤は、平成22年9月13日、本件機関誌への掲載を求めて被告学会に本件論文を投稿した。

査読者A及び査読者Bは、本件機関誌編集委員の依頼を受けて本件論文を査読し、本件論文を本件機関誌に掲載するのは不相当である旨の意見を述べた。本件機関誌編集委員会は、上記意見を受け、本件論文を掲載しないこととし、編集委員長の被告藤部において、同年11月22日付けで、原告及び近藤に対し本件論文を本件機関誌に掲載しない旨通知した(甲16)。

2 争点(1)(本件論文審査再開請求に係る訴えの適法性)について

被告学会は、気象学の研究を盛んにし、その進歩をはかり、国内及び国外の関係学会と協力して、学術文化の発達に寄与することを目的とする社団法人である(定款4条)。被告学会は、上記目的に賛同する個人や団体等を会員とする気象学の分野における学術研究団体であり、上記目的を達成するために必要な諸事項については、定款等によりこれを規定し実施することのできる自律的、包括的な権能を有し、一般社会とは異なる特殊な部分社会を形成している。しかも、学術研究団体である被告学会の学術研究活動は、憲法上国の干渉からの自由を保障されているから、このような団体の内部関係にかかわる事項については、原則として被告学会の自治権を尊重し、被告学会において自主的、自治的に解決するのが相当であり、本来その自治によって決定すべき事項、殊に学術研究の成果にかかわる事項については、国の機関である裁判所がこれに立ち入って実体的な審理判断をすべきものではない。このような特殊な部分社会で

ある被告学会においては、その法律上の係争のすべてが当然に裁判所の司法審査の対象となるものではなく、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題は、被告学会の自主的、自治的な解決にゆだねるのが適当であり、裁判所の司法審査の対象とならないものと解するのが相当である（最高裁昭和52年3月15日第三小法廷判決・民集31巻2号234頁参照）。

これを本件論文審査再開請求に係る訴えについてみると、被告学会の会員である原告が被告学会に対し、査読者Bを差し替えて本件論文を本件機関誌に掲載する方向で論文審査の再開を求めるものである。しかるところ、被告学会は、本件機関誌に論文掲載を希望する者に編集委員会に申し出ることができるが、編集委員会は論文の原稿の訂正、削除、加筆を要求し、原稿の内容によっては掲載を拒否することができることとされていること、投稿された論文を本件機関誌に掲載するには査読を経ることを要すること、査読者は論文掲載の可否や改善すべき点の有無について意見を述べ、編集委員会は、その意見を尊重しながら掲載の可否を判断し、あるいは著者に改稿を求めることとされていることは前記1認定のとおりである。そうすると、本件訴えは、被告学会とその会員である原告との間における、本件論文の本件機関誌への掲載の可否を決定するための審査（査読を含む。）をめぐる係争であり、被告学会の内部の問題であって、一般市民法秩序と直接の関係を有するものということとはできない。

実質的にみても、本件論文審査再開請求に係る訴えは、査読者Bを差し替えて本件論文を本件機関誌に掲載する方向で論文審査の再開を求めるとされているところからみて、その目的が原告の本件論文を被告学会の発行する本件機関誌への掲載を求めることにあることは明らかである。しかしながら、学術研究団体である被告学会の本件機関誌にいかなる内容の論文を掲載するかはもとより、本件機関誌への論文掲載の可否を決定するための論文審査手続をどうするかについても、被告学会において自主的、自治的に決定すべきであって、国の機関である裁判所がこれに立ち入って審理判断をすべきものではない。本件論

文審査再開請求に係る訴えは、本件機関誌への本件論文掲載の可否を決定するための被告学会の論文審査手続という、被告学会において自主的、自治的に決定すべき事項について、国の機関である裁判所の審理判断を求めるものであって、不適法として却下を免れない。

原告は、この点について、上記訴えが憲法23条の学問の自由を尊重して運営されるべき被告学会の行為を争う事件であるとか、CO₂により温暖化したかどうかを問題とする市民生活に関係する事件であるなどと主張する。原告の上記主張は、その趣旨が必ずしも判然としないが、いずれにせよ、本件論文の本件機関誌への掲載の可否決定のための審査をめぐる係争が被告学会内部の問題であり一般市民法秩序と直接の関係を有しないとの上記判断を左右するものではなく、採用の限りではない。

以上のとおりであるから、本件論文審査再開請求に係る訴えは司法審査の対象とならず、不適法である。

3 争点(2) (本件損害賠償請求に係る訴えの適法性) について

被告学会は、本件論文は前件論文と実質的に同一であるとし、その前提に立って、被告学会に対する本件損害賠償請求に係る訴えは前件訴訟の蒸し返しであって、信義則に反し許されないと主張する。しかし、本件論文は前件論文及びその改訂版と別個のものであることは前記1認定のとおりであるから、被告学会に対する本件損害賠償請求に係る訴えが前件訴訟の不当な蒸し返しであるとか信義則に反するなどということはできない。

また、被告藤部は、原告において被告藤部を被告とする根拠事実を明確に主張していないから、被告藤部に対する本件損害賠償請求に係る訴えは不適法であると主張する。しかし、被告藤部を被告とする根拠事実の明確な主張があるかどうかは請求の当否の問題であって、訴訟要件にかかわるものではないから、被告藤部の上記主張は採用の限りではない。

4 争点(4) (本件論文の掲載拒否に係る不法行為の成否等) について

原告は、被告らが本件論文の本件機関誌への掲載を拒否した行為は不法行為を構成すると主張する。

しかし、一般社会とは異なる特殊な部分社会を形成している被告学会においては、法律上の係争であっても、それが一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の司法審査が及ばないことは前示のとおりである。そして、被告学会がその会員である原告の本件論文を本件機関誌に掲載するか否かを決定することは、被告学会の内部の問題であり、一般市民法秩序と直接の関係を有しないから、裁判所の審査権が及ばない。このように、本件論文の本件機関誌への掲載拒否について裁判所の審査権が及ばない結果、裁判所は本件論文の掲載拒否が違法か否かについて判断することができないから、本件論文の掲載拒否が違法であることを理由とする被告らの不法行為は成立しない。

5 結論

以上によれば、本件論文審査再開請求に係る訴えは不適法であるから却下を免れず、本件損害賠償請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第5部

裁判長裁判官 畠 山 稔

裁判官 矢 作 泰 幸

裁判官

瀬戸 信吉